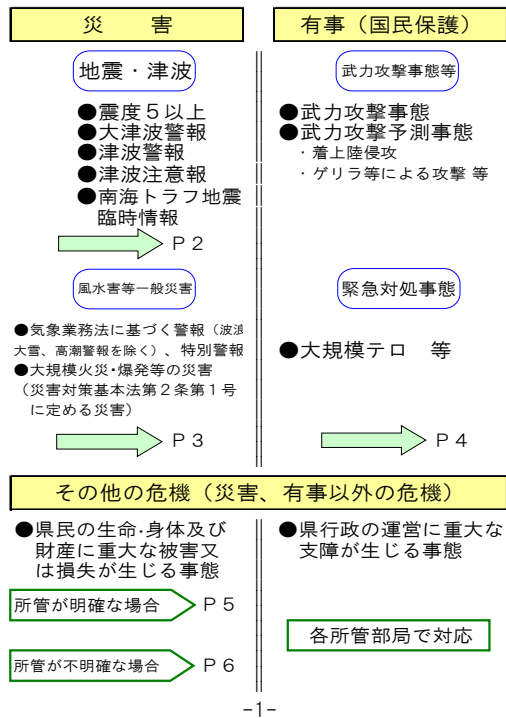


危機が発生したら？

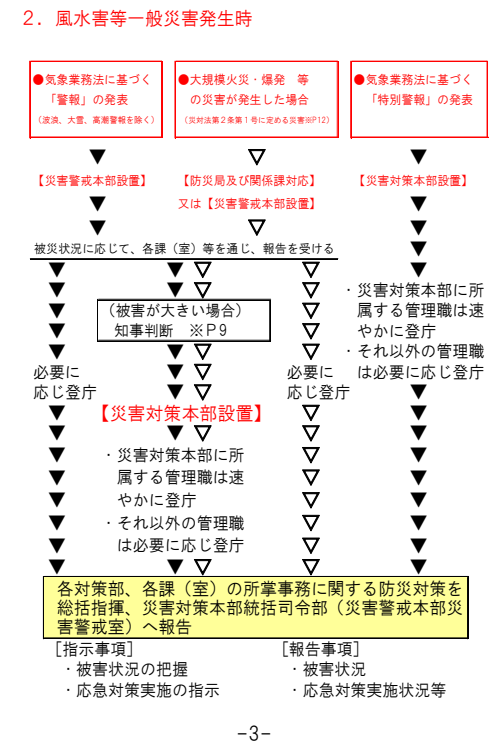
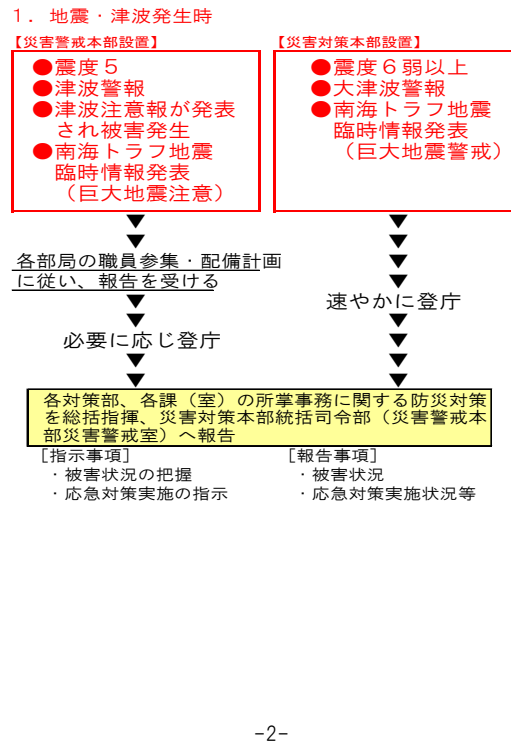
本庁管理職

危機発生時の職員行動基準

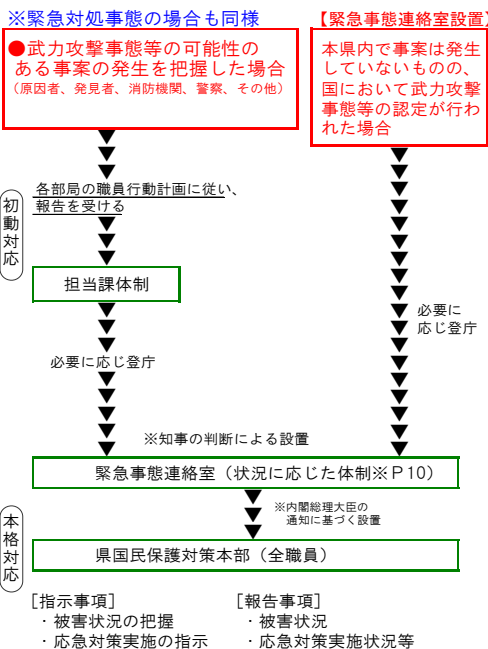


愛媛県(R6.4.1)

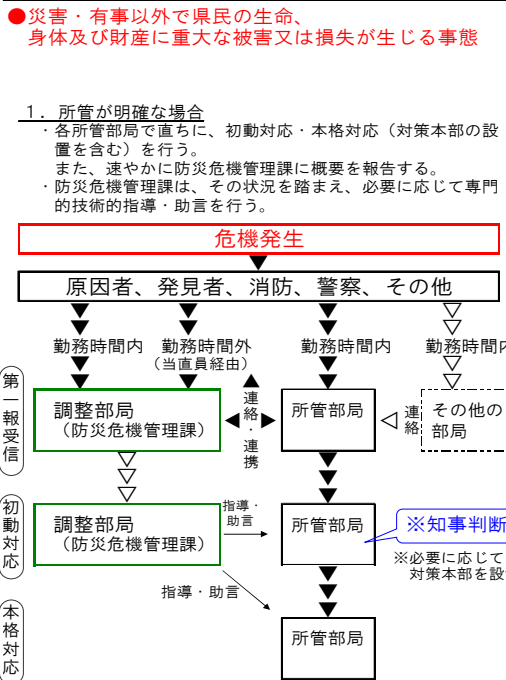
災害発生時初動対応フロー 本庁管理職



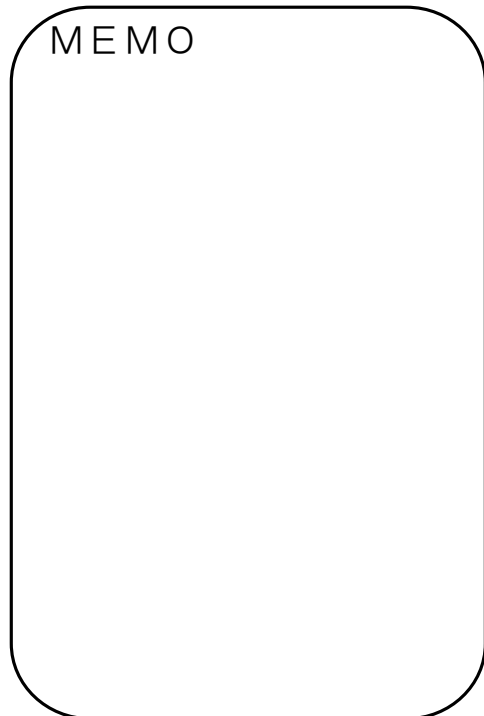
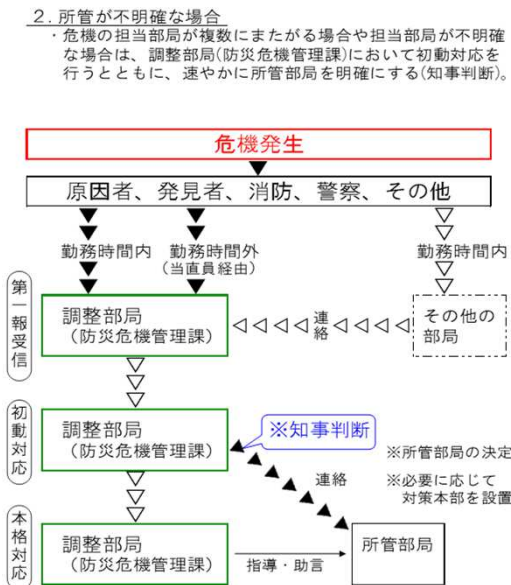
有事の初動対応フロー 本庁管理職



災害・有事以外の危機



災害・有事以外の危機により被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ統一の実施する必要があると認められるとき、災害対策本部に準じた「対策本部」を設置して対応



地震発生時の配備体制

配備区分	警戒体制	災害警戒本部設置
設置基準	①県内で最大震度4の揺れが発生したとき ②県内沿岸に津波注意報が発表されたとき	①県内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ②県内沿岸に津波注意報が発表されたとき ③県内沿岸に津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ⑤その他知事が必要と判断するとき
参集基準	知事	・必要に応じ登庁
	特別職	・必要に応じ登庁
	管理職	・必要に応じ登庁
	一般職員	・県民環境部防災局職員 ・地方局総務県民課職員 ・関係課職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名) ・災害応急対策を実施するために必要な人員 ○防災用の該当職員 ○各対策部連絡員及びその他必要な人員(各対策部別) ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班別) ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名)

風水害等一般災害発生時の配備体制

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	①県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ②その他知事が必要と判断するとき	①県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ②①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ⑤その他知事が必要と判断するとき
参集基準	知事	・必要に応じ登庁
	特別職	・必要に応じ登庁
	管理職	・必要に応じ登庁
	一般職員	・職員1/3 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名) ・全職員 ・あらかじめ指名されている緊急配備要員(各地方局5名) (注)震度6弱以上の地震発生、大津波警報発表の場合は、全管理職が速やかに登庁

武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

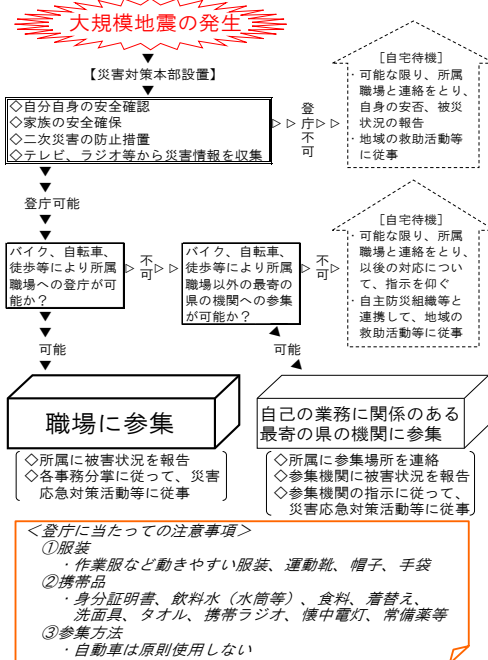
配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	①県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき (波浪、大雪、大潮警報を除く) ②その他知事が必要と判断するとき	①県内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③その他知事が必要と判断するとき
参集基準	知事	・必要に応じ登庁
	特別職	・必要に応じ登庁
	管理職	・必要に応じ登庁
	一般職員	・初期の情報収集活動を実施するために必要な人員 ○防災局の該当職員 ○各対策部連絡員及びその他必要な人員(各対策部別) ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員 ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班別)

種類	配備区分	配備基準	配備体制	配備要員等
武力攻撃事態等(緊急対処事態)	事態認定前	県の全部局での対応が必要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制(事務局判断)	①防災局の職員及び各部連絡員(各都府県1名) ②あらかじめ指名された地方局本局にあっては総務課長、地方局支局にあっては総務課長等の職員(それぞれ3名)
	事態認定後	県の全部局での対応が必要な場合	事態の状況に応じた体制(その都府県知事が判断)	概ね1/3の職員(地方局及び支局にあっては、第18条第2項に定める地方本部会議を構成する職員を含むものとする。)が直ちに参集のうえ、知事の判断により配備職員の拡充等を行う。 なお、八幡浜支局にあっては、上記の概ね1/3の参集職員に、総務課長、保健統括監、企画課長、健康増進課長、生活衛生課長、環境保全課長、八幡浜土木事務所長、管理課長を含むものとする。
緊急事態連絡室体制	事態認定前	国から国民保護対策本部設置の通知がない場合	事態の状況に応じた体制(その都府県知事が判断)	全職員が直ちに参集(緊急事態連絡室体制を敷いていた場合は、同連絡室の参集対象職員以外の者が直ちに参集)する。
	事態認定後	国から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	武力攻撃事態等に対し、県の全力をあげて国民保護措置を実施する体制	

※特別職は、災害対策本部長(知事)を補佐するが、本部長が事故や不在時等の非常時には、副知事(防災総括)、副知事、教育長、公営企業管理者の順で代行。

大規模地震発生時の職員参集フロー

(勤務時間外に南海地震などの大規模地震が発生した場合)



想定される危機事案と所管部局

分類	危機事案	所管部局
大規模自然災害	大規模風水害	防災危機管理課、消防防災安全課
	大規模地震災害	防災危機管理課、消防防災安全課
	原子力災害(伊方発電所の異常事態に対する連絡)	原子力安全対策課、防災危機管理課、消防防災安全課
	石油コンビナート災害	消防防災安全課、防災危機管理課
	大規模火災・爆発	防災危機管理課、消防防災安全課
	危険物・毒物事故	防災危機管理課、消防防災安全課
	航空事故	防災危機管理課、消防防災安全課、航空対策課
	海上事故(油流出含む)	防災危機管理課、消防防災安全課、交通対策課
	鉄道事故	防災危機管理課、消防防災安全課、交通対策課
	道路事故	防災危機管理課、消防防災安全課、運輸維持課
重大事件	県主催イベントでの事故	当該課
	不審船・領海侵犯	防災危機管理課、港湾海洋課、漁業課
	ハイジャック・バスジャック・シージャック	防災危機管理課、交通対策課、航空対策課
	大規模騒乱・暴動・パニック	防災危機管理課
有事関連	武力攻撃事態等	防災危機管理課、消防防災安全課
	緊急対処事態	防災危機管理課、消防防災安全課
	ミサイル発射事象	防災危機管理課
健康・安全	周辺事態	防災危機管理課
	感染症の蔓延	健康増進課
	家畜の伝染病	畜産課
	飲料水汚染	都市整備課
	環境、ゼロカーボン推進課	環境、ゼロカーボン推進課
	大規模食中毒	業務衛生課
	毒、劇物による健康被害及び事故	業務衛生課
	原子力災害、テロ以外の被ばく	医療対策課
	原因不明の健康被害	保健福祉課
	農薬等の使用による事件・事故	農産園芸課
	溺水	河川課
	県産農林水産物に関する事件・事故	農林水産部
	医療事故	公営企業管理局、医療対策課
	院内感染	公営企業管理局、医療対策課、健康増進課
	学校内及び校外活動中の事件・事故	教育委員会事務局、私立学校の報告(私立学校課)
保育所における事件・事故(公立、私立、認可外含む)	子育て支援課	
障害者支援施設等における事件・事故	障がい福祉課	
県庁舎での事件・事故	各庁舎管理者	
県施設での事件・事故	各施設管理者	
本県関係者が巻き込まれた国外での事件・事故	観光国際課	
その他	防災危機管理課で初動対応、事後調整	

危機発生時の連絡窓口

(①、②には課(室)長、係長等の連絡先を記入してください。)

報告先	電話番号	
①	自宅	
	携帯電話	
②	自宅	
	携帯電話	
災害対策本部 国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部	県本部	089(912)2335 089(912)2317 089(943)6865(当直用)
	東予地方本部	0897(56)1300 (内線213)
	今治支部	0897(56)3731 (内線300)
	中予地方本部	0898(23)2500 (内線300)
	中予地方本部	089(941)1111 (内線310)
	南予地方本部	089(909)8750
	南予地方本部	0895(22)5211 (内線206)
	南予地方本部	0895(22)3065
	八幡浜支部	0894(22)4111 (内線207)
	八幡浜支部	0894(24)6271

MEMO

